

第 6344 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 12月 18日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 贈与があったときとは

Q : 贈与はいつの時点で贈与があったとなるのですか？

A : 書面によるものは、その契約の効力の発生の時、書面によらないものはその贈与の履行があった時に贈与があったものとされます。

【解説】

贈与とは、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思表示をし、相手方がこれを受諾することによって成立する契約をいいます。(名義だけを使うというのは贈与にはなりません)

贈与がいつあったかについては、その方法などにより、次のように取り扱われることとなっています。

① 書面によるもの

その贈与契約の効力の発生の時

② 書面によらないもの

その贈与の履行があった時、ただし、停止条件がついているものについては、その条件が成就した時

③ 農地などの場合

農地法の許可があった日又は届出の効力があった日

④ 所有権の移転の登記又は登録の目的となる財産で、贈与の日が明確でないもの

その登記又は登録があった時

なお、「私が死んだらあなたに〇〇をあげましょう」という贈与(これを死因贈与といいます)は贈与税の対象とならず、相続税の対象になります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

